

市民・家族のためのユマニチュード®認定サポーター養成講座 受講規約

本受講規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人日本ユマニチュード学会（以下、「本学会」という。）が提供する市民・家族のためのユマニチュード認定サポーター養成講座（以下、「本講座」という。）を受講するにあたっての受講者と本学会との規約を定めるものです。

なお、本講座の受講を希望される方は、本規約の内容を十分理解し、本規約に同意のうえお申込みください。本規約に同意しない場合、本講座にお申込み頂くことはできません。

第1条（本講座の目的）

ユマニチュードの哲学に基づき、様々なシチュエーションにあわせて、4つの柱、5つのステップが実践できるようになることを目的とします。

第2条（本規約の範囲および変更）

1. 第5条に基づく本講座の申込を本学会が承諾したすべての受講者（以下、「受講者」という。）は、本学会の運営するウェブサイト（以下、「本サイト」という。）から申込をすること、本学会の指定する申込書に記名すること、その他本学会に対して申込すること、または、本講座に参加することにより、本規約の内容を承諾したものとみなされます。
2. 本学会は、本サイトに掲載することにより、本規約の変更をできるものとします。本規約の変更がされた後に受講者が本講座に参加された場合には、受講者は変更された本規約に同意したものとみなされます。

第3条（講座概要及び提供サービス）

1. 本学会は、受講者に対し第4条で定める受講料金を対価として、本学会が別途定める本講座内容により本講座を実施するものとします。
2. 本講座は受講者が講座内容を習得することを保証するものではありません。
3. オンラインでの本講座実施の場合、本学会の責任は、オンライン会議システム（サーバ）への配信が確実に行われるところまでとし、受講者側の事情（ネットワーク環境端末、設定不良）により講座の全部または一部を受講できなかったことに対しては振替・返金などの責任を負いません。

第4条（受講料金等）

1. 受講者は、申込後、本学会からの通知により、指定された振込期間内に本学会が掲示する受講料金を支払うものとします。但し、都度受講料金の異なる研修は、その都度本サイトでお知らせします。

2. 受講料金は、全額前納・銀行振込（振込手数料は受講者負担）もしくはカード決済など、本学会が指定する方法により支払われるものとします。
3. 領収書は、基本的に取扱金融機関等の振込受領書もしくはカード決済明細等をもって代えさせていただきます。

第5条（本講座受講の成立）

1. 受講希望者は、本サイト上に掲載する手続き、または本学会が定めるその他の手続きに従って受講申込を行い、氏名・住所・電話番号その他本学会の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下、「登録情報」という。）を申込書その他に記載して提供するものとします。
2. 受講者が本講座を勤務先等の所属団体（以下、「所属団体」という。）を通じて申込み場合（以下、「団体申込」という。）、所属団体と各受講者は、連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。
3. 本学会は、本学会の別途定める審査基準に基づく受講申込の審査の結果、受講申込を承諾する場合、受講希望者に対して本講座の受講を許諾する旨と、受講料金の支払い方法を電子メール、ファックス、郵送またはその本学会が適切と判断する方法にて通知するものとします。
4. 本学会と受講者間の本講座の提供に係る契約（以下、「本契約」という。）は、受講料金全額の入金および必要情報の提出を確認したときに有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。

第6条（登録情報の使用）

1. 本学会は、本学会のプライバシーポリシーに従い、登録情報および受講者が本講座を受講する過程において本学会が知り得た情報（以下、「受講者情報」という。）を使用することができるものとします。
2. 本学会は、講座内容の撮影および録音を行い、資料または、販促物として本学会のウェブサイト等、関連媒体への掲載、あるいは販売を行う場合があります。

第7条（本講座に関する権利と禁止事項）

1. 本講座の講義、演習、実習等に含まれる一切の情報（ノウハウ、アイデア、手法、その他の情報、教材、書籍、ビデオ）、その他一切の著作物、ならびに本講座で使用される一切の名称、および標章（以下、併せて「講座内容物」という。）についてのノウハウ、著作権および商標権、その他一切の権利はすべて SAS Humanitude 社に帰属し、受講者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。
2. 受講者は、本講座の内容を自己の学習ならびに実践の目的にのみ使用するものとし、受講者個人の私的利用の範囲で使用するものとします。

3. 受講者は、本講座の内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。
4. 受講者は、本学会または講師や演者が明示的に許可をする場合を除き、録音、録画、撮影などで保存することはできないものとします。
5. 本学会は、本講座の受講風景を録音、録画、撮影などで記録する場合があります。
6. 受講者は、本学会が本条第5項の記録を本講座の案内を目的とした各種広告媒体、本講座の教材等に使用すること、受講者の発言等が教材の一部として使用されること、及び当該発言または映像に対する一切の権利（著作権法第27条および28条に定める権利を含む）が本学会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、本学会は受講者に対して報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。
7. 受講者は、本学会が教材等に使用することを明示した提供の求めに応じ、受講者のアンケート等を提示した場合も前項と同様、受講者に対し報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。
8. 受講者は、本講座の受講に際し知り得た患者や職員、講座の関係者、他の受講生を含む一切の個人情報ならびに、本学会および講座関連施設の機密事項について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。本学会は、受講者による個人情報ならびに機密事項の取り扱いについて一切の責任を負わないものとします。
9. 受講者は、本学会および講師の指示に従うこと、および他の受講生の迷惑になる行為言動をしないものとします。
10. 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった、または理解しづらい部分があったとしても、本学会および講師等に一切の責任を求めないこととします。
11. 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、本学会および講師等に一切の責任を求めないこととします。

第8条（受講者資格の中断・取消）

1. 受講者が次の各号の一に該当する場合、本学会は事前に通知することなく直ちに本規約を解除し、当該受講生の受講資格を停止、または将来に向かって取り消すことができるものとします。また、受講資格の停止、または将来に向かっての取消を行った際においても受講料金の返金は致しません。
 - ①申込において虚偽の申告を行ったことが判明した場合
 - ②本講座内容を適切に理解できない可能性がある場合
 - ③受講要件に該当しない場合
 - ④本講座の教材、配布資料等を当社の承諾なしに無断転用、複製した場合
 - ⑤他人に本講座コンテンツおよび資料を貸与または譲渡した場合
 - ⑥受講中の写真撮影、録音、録画、レポートの複製・転用をした場合

- ⑦特定の宗教への勧誘活動、特定の政党や学会における選挙活動、営利活動、またはその準備を目的とした行為、その他当社が別途禁止する行為を行った場合
 - ⑧本学会の承諾なしに、売り込み・勧誘など、自己の宣伝および営利目的の場として利用した場合
 - ⑨公序良俗に違反し、または犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
 - ⑩講座関連施設の規約に違反した場合、講座関連施設の他の利用者の迷惑になるような行為をした場合、あるいは本規約または法令に違反した場合
 - ⑪他人に感染を及ぼす危険のある疾病（感染症）に罹患した場合（対面講座の場合のみ）
 - ⑫申込時と異なる条件が生じた場合（就労環境・身体的事由等）
 - ⑬本講座の進行を妨害したり、他の受講生の迷惑になるような行為をした場合
 - ⑭本学会または本学会の利害関係人に対し誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
 - ⑮本学会の事業活動を妨害する等により、当社の事業活動に悪影響を及ぼした場合
 - ⑯ユマニチュード®の品位を著しく傷つけた場合
 - ⑰当日、連絡なしで受講者以外の者が受講する場合
 - ⑱その他、受講者として不適切と本学会が判断した場合
2. 本学会は、本条第 1 項に該当する場合の他、受講者が本研修の進行の妨げになると判断した場合、退席を命じることがあります。

第9条（本講座の中止・中断および変更）

1. 本学会は、次の各号の一つに該当する場合、事前に受講者に通知することなく本講座の運営を中止・中断・変更できるものとします。
 - ①交通機関のストライキ、気象警報の発令、台風・地震等の天災地変、暴動やクーデターの発生
 - ②急な施設の保守点検または改修工事等が行われる場合
 - ③担当講師の不測の事故、病気、慶弔等の場合
 - ④その他、不可抗力により当社が開講不可能と判断した場合
2. 本学会は、最小催行人数に満たない場合等、やむを得ない場合には、受講者に通知のもと、本講座の運営を中止・中断・変更できるものとします。
3. 本条に基づく中止が発生した場合、次回以降に開催される同内容の本講座への振替を行います。振替後の本講座について本条に基づく中止が発生した場合も同様とします。ただし、振替について受講者の都合がつかない場合、振替先が用意できない場合、または2回目の振替後の本講座について本条に基づく中止が発生した場合、当該講座の受講料金を返金します。返金時の振込手数料は本学会負担とします。
4. 本条に基づく中断・変更が発生した場合、本学会は受講者に対して代替日の連絡をします。この場合、講師の都合により代理の講師が講義を行う場合、あるいは時間・場所・内容等が変更になる場合があります。

5. 本学会の責任は、支払い済みの受講料金の返金、または同内容の本講座への振替に限られるものとし、受講者に発生した交通費、宿泊費ならびにそれらのキャンセル料等は受講者の負担とし、その他一切の責任を負わないこととします。
6. 本条に基づく振替または返金について、受講者が本学会からの連絡に回答しない場合、本講座の開催初日（以下、「基準日」という。）から1年間の経過をもって、受講者は振替または返金を受ける権利を失うものとし、

第10条（変更・キャンセル）

1. 受講者は、本条の規定より、本講座の受講日を1回に限り変更（団体申込の場合は一回に限り受講者を変更）することができます。ただし、講座受講途中での受講者の変更はできません。
2. 受講料金のお支払い後は、申込のキャンセルを承ることはできません。
3. 基準日の前日を1日前とします。
4. 本講座の受講日もしくは受講者を変更する場合は、受講日の5日前までに本学会に連絡するものとし、急病など止むを得ない事情の場合に限り、事後の連絡を受け付けるものとし、
5. 受講日の変更は、基本的に、変更前の受講日から数えて2か月以内（本講座が提供されていない期間を除く）に開催予定の同一講座開催日を対象とします。
6. 本学会の指定した支払期間内にご入金がない場合は、申込をキャンセルとして扱います。
7. 受講日もしくは受講者変更のご連絡なく講座を欠席された場合には、申込をキャンセルとして扱います。この場合、既にお支払いいただいた受講料金は返金されません。
8. 申込のキャンセル、変更、その他の理由による不参加のために発生した交通費、宿泊費ならびにそれらのキャンセル料等は受講者の負担とし、本学会は一切の責任を負わないものとし、

第11条（損害賠償）

1. 受講者が、本講座に起因または関連して、本学会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償するものとし、
2. 本講座に関連して、受講者与其他の受講者、本講座の関係者、あるいはその他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の責任において、当該紛争を解決するとともに、本学会に生じた一切の損害を補償するものとし、

第12条（本学会等の責任）

1. 本学会は、故意または重過失に基づく場合を除き、本講座または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および

逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、本学会が当該受講者から現実に受領した受講料金の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとします。

2. 理由の如何を問わず、受講者が、本学会または本講座の開催場所に物件を残置し、当該本研修終了後1カ月以内に本学会の定める手続きにより返還を請求しなかった場合、本学会は、受講者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。

第13条（通知および同意の方法）

1. 本学会から受講者への通知は、本規約に別に定めのある場合を除き、本学会からの電子メールもしくは、本サイト上の一般掲示または、その他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛への本学会からの発信をもって通知が完了したものとみなします。但し登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、本学会からの通知が不到達となっても、本項に定める時点で到達したとみなされるものとします。
3. 本条1項の通知が本サイト上の一般掲示で行われる場合は、当該通知が本サイト上に掲示された時点（本サイトにアップロードされた時点）をもって、受講者への通知が完了したものとみなします。
4. 本学会は、上記いずれかの方法により受講者に通知を行った場合、通知の完了後10日以内に受講者からの異議申し立てがないか、または、通知完了後受講者が本学会の本講座に参加した場合には、その時点で受講者が同通知の内容に同意したものとみなします。

第14条（管轄）

本規約または本研修に関する一切の紛争については、本学会の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本規約は、2023年4月1日より実施します。